

平成25年度 国内需要安定化事業

「夏キャンペーンプロモーション業務」の実施に伴う企画公募型コンペ 応募要綱

1. 趣旨

沖縄県から委託を受け一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、OCVB)が実施する国内需要安定化事業の一環として、夏キャンペーンを実施する。夏キャンペーンでは、メインターゲットを「家族旅行」、サブターゲットを「学生旅行」と定め、離島を含めた「夏の沖縄」の魅力を見出し、それを広く発信することで、沖縄観光の最盛期である夏期の観光経済効果を最大限に引き出すとともに、若年層をはじめとする沖縄旅行未経験者需要の開拓及び、リピーターの再訪促進を通して、国内における沖縄県への安定的な誘客を図る。

この事業を「公募型企画コンペ」により企画提案を募集し、総合的な評価に基づき委託事業者を選定する。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名:「夏キャンペーンプロモーション業務」
- (2) 契約期間: 契約締結の日から平成25年9月30日(月)まで
- (3) 業務概要: 別添『企画コンペ仕様書』を参照
- (4) 委託予算規模: 20,000 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3. 連絡先

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー
国内事業部 国内プロモーション課 担当: 渡辺、大城
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階
TEL: 098-859-6125 FAX: 098-859-6222 E-mail: kokunai_rosen@ocvb.or.jp

4. 応募資格

企画提案の参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ア. 破産者で復権を得ない者。
 - イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。

- (5)本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

5. 手続き及びスケジュール

(1) 応募に係る資料の配布期間及び場所

配付期間：平成25年5月17日(金) 17:00まで

配付場所：一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

公式 WEB サイトからのダウンロード

<http://www.ocvb.or.jp/koubo/news/>

(2) 応募説明会

説明会参加申込書提出日：平成25年5月9日(木) 17:00まで

提出方法：所定の様式に必要事項を記入の上、FAX または e-mail にて提出。

FAX:098-859-6222 E-mail:kokunai_rosen@ocvb.or.jp

説明会日時：平成25年5月10日(金) 10:00～11:30

説明会会場：沖縄産業支援センター 314号室

住所：沖縄県那覇市字小禄1831-1

地図：<http://www.okinawa-sangyoushien.co.jp/>

会場スペースの関係上、なるべく各社1名での参加でお願い致します。

(3) 企画参加申込み期間

企画参加申込書提出期間：平成25年5月17日(金) 17:00まで

提出方法：所定の様式(様式2)に必要事項を記入の上、原本を郵送または持参にて

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

国内事業部 国内プロモーション課

「夏キャンペーンプロモーション業務」企画提案審査会 担当者宛

(4) 応募に係る質問受付及び回答

質問受付：平成25年5月22日(水) 12:00(正午)まで

質問は所定の様式(様式3)に記載の上 E-mail での受け付けとし、電話等その他の方法では受け付けない。

質問回答：参加者へメールにて案内。

(5) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法：「7. 応募書類等」に定める全ての書類を郵送または持参にて提出。

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

国内事業部 国内プロモーション課

「夏キャンペーンプロモーション業務」企画提案審査会事務局 宛

提出期限：平成25年5月24日(金) 12:00(正午)まで ※時間厳守

(6) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日 OCVB より疑義照会を行う事がある。

(7) 応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

(8) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、OCVB が作成した別添『企画コンペ仕様書』及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。

ただし、OCVB と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、OCVB の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託という。」)してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱「4. 参加資格」の規定を準用するものとする。

7. 審査

(1) 応募書類の審査

ア. 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3社程度を選出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

イ. 最終審査はプレゼンテーションによる審査を行う。最終審査会の開催日時及び場所については、1次審査通過社に対して日時及び場所の通知を行うこととし、公開しない。

尚、1次審査・最終審査の内容についての問合せには対応しない。

(2) 審査基準

提出された企画提案書、予算見積書等の応募書類に対し、別添『企画コンペ仕様書』に示す要件の表現方法及び独自提案の優位性について、以下の観点から総合的に判断する。

ア. 離島を含めた「夏の沖縄」の魅力を伝えることのできる内容か。

イ. 夏の誘客ターゲットの消費単価向上や滞在日数の増加に効果的な内容か。

ウ. 沖縄旅行未経験者需要の開拓やリピーターの再訪促進に効果的な内容か。

エ. 本業務の趣旨に合った広報対象地域が選定されているか。

オ. 企画提案の根拠及び企画の実現性があるか。

カ. 実施内容を踏まえた実施体制・スケジュールとなっているか。

キ. 効果測定に適した実施・報告方法となっているか。

ク. 見積額は予算の範囲内であり、かつ明瞭で明確、適正であるか。

(3) 審査結果の通知

最終審査結果の通知については、平成25年6月5日(水)までに発表するものとする。

8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下の通りとする。

(1)～(4)については、会社名、個人名が記載されているものを1部、会社名・個人名を記載せず表紙に企業番号(申込受付後付与)を記載しているものを6部、会社名・個人名を記載せず表紙に企業番号を記載しクリップ止めをしたものを1部、計8部提出すること。

(1) 会社概要(様式4)

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。

ただし、社名記載の無い7部に関しては、企業名を連想させる内容の記載を行わないこと。

※会社概要資料(パンフレット)等の添付は1部のみでよい。

(2) 類似案件の実績表

構成企業別に過去5年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。

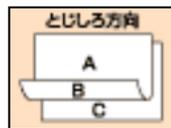
ただし、社名記載の無い7部に関しては、具体的な表記を避けること。

(3) 企画提案書・提案概要書

別添『企画コンペ仕様書』に基づき「企画提案書」及び、企画提案書の内容をA4版1枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。別添『企画コンペ仕様書』は、本業務の実施内容の目安を示すものであるから、応募者は要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。それぞれサイズは(長辺綴じ・両面印刷の場合は縦開き※下図参照)とし、明瞭簡潔に示すこと。

ただし、社名記載の無い7部に関しては、企業名を連想させる内容の記載を行わないこと。

※綴じ方例



(4) 予算見積書

委託業務に係る広報宣伝費、人件費等について、所要経費を見積もること。金額の単位は円とする。合計金額には消費税(5%)を含むものとする。

※企画費・人件費など、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積時の積算を超えることは出来ないものとする。

9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。

- (6) 成果物、本委託業務にて撮影した映像、写真等の著作権及び使用権は、OCVBに帰属する。
- (7) OCVBは受託者の承諾なしに、映像、写真などを加工・編集出来るものとする。
- (8) 本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。